

2024.12.健康保険証の新規（再）発行廃止に伴う対応について

国の制度改正により、2024年12月1日をもって健康保険証の新規（再）発行が終了し、今後はマイナ保険証を基本とする仕組みに移行します。

お手数をおかけしますが、マイナ保険証の速やかな移行（マイナ保険証への取得・登録）にご協力をお願いいたします。

1. 現行カード型保険証の取り扱いについて

(1) 氏名変更、紛失・き損、新規加入等いかなる場合においても保険証の（再）発行はできません。

(2) 経過措置として、現行の保険証は、2025年12月1日まで使用できます。

※経過措置後の保険証はご自身で破棄してください。

2025年12月1日まで保険証を大切に保管してください。

2. マイナ保険証への移行について

マイナンバーカードを取得していただき、健康保険証の利用登録をおこなってください。

〈手続きの詳細〉

マイナンバーカードの健康保険証利用についてのQRコードをご参照ください。



※マイナ保険証・健康保険証のどちらも所持していない方は申請に基づき「資格確認書」を交付します。

3. 「資格確認書」について

マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない場合、医療機関等に提示することで保険診療（従来の健康保険証と同じ効力）を受けられるようになります。

対象者は、次に該当する場合のみです。

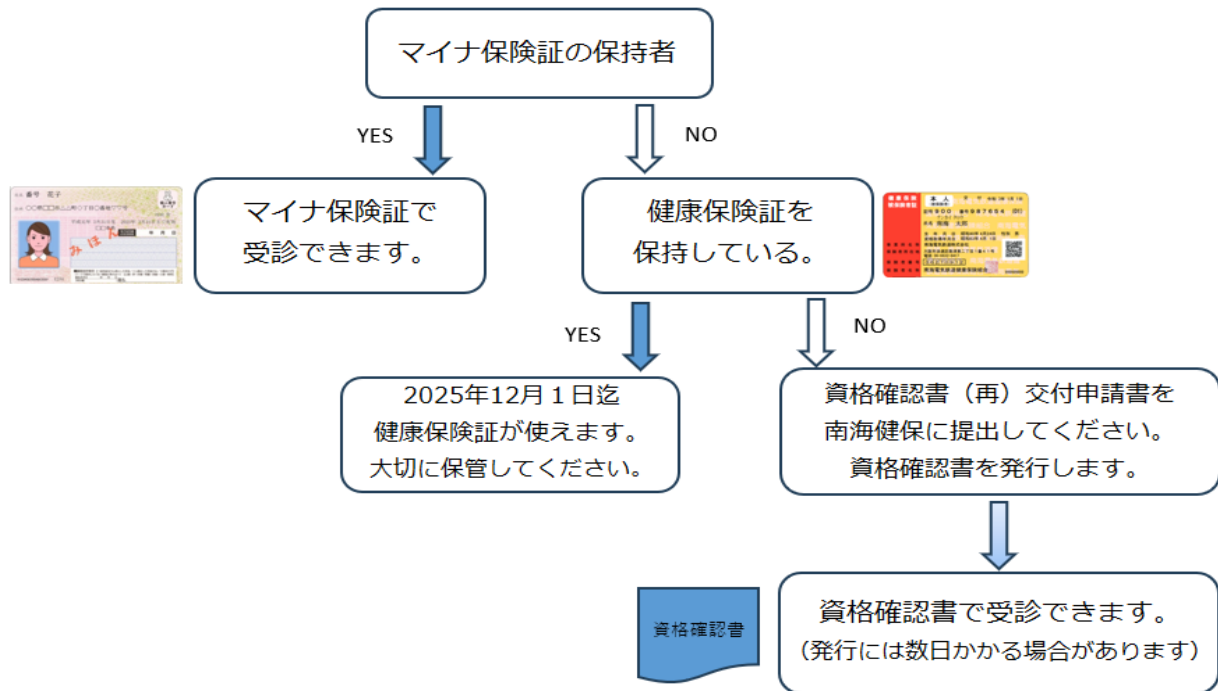
(1) マイナンバーカードを取得していない者、マイナンバーカードの返納者

(2) マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない者、利用登録解除を申請した者、利用登録解除者

(3) マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの者

4. 医療機関等の受診方について

2024年12月2日以降のフローチャート（参考）



以上

○お問い合わせ先

南海電気鉄道健康保険組合

TEL 06-6632-8417（平日9:00~17:50）